

4

第4章

史跡の本質的価値と構成要素

4.1 史跡の本質的価値の明示

4.2 構成要素の特定

第4章 史跡の本質的価値と構成要素

4.1 史跡の本質的価値の明示

滝山城跡の本質的価値は、国指定事由でもあるように、築城された戦国時代当時の状態を良好にとどめ、地形を利用した〈縄張りの巧みさ〉と、〈中世城郭の規模〉を示している点である。現在の滝山城跡が有する価値を以下に示す。

① 戦国時代に北条が築いた姿で残された遺構

氏照が八王子城に移ったあと滝山城は廃城となったが、落城した史実はない。北条氏滅亡以降も近世大名の居城とならず、改変を免れてきた。これらのことから、遺構が良好な状態で残っており、文献史料によって歴史的背景が裏付けられる戦国大名北条領国の拠点城館として戦国時代に築かれた縄張りの姿を今日も目にすることができる。

② 戦国時代の築城術

大規模な横堀・虎口・角馬出など、北条氏が用いた戦国時代の築城術を豊富にみることができ。

関連する価値

③ 保全・継承された豊かな自然と史跡

滝山城跡の山林は、入会山、村有林、自然公園、都市公園の経過を辿り、開発を免れ保たれてきた。史跡そのものは、地元住民から大切にされ守られてきた。滝山城跡を含む滝山公園は、豊かな自然環境と史跡の共存が果たしている都立公園となっている。

④ 八王子市発展の礎であること

滝山城下の3宿は、八王子地域の発展に寄与した。滝山城下では滝山街道沿いに横山・八日市・八幡の3宿が開かれ交易がおこなわれていた。やがて滝山城が廃城となり、氏照の居城が八王子城に移されると、3宿も八王子城下に移転した。その後、北条家が滅び、関東が徳川家康の支配下に入ると、八王子城下の3宿は浅川沿いの低地に移され、甲州道中の宿駅として整備された。これが現在の八王子市のまちの形成の基礎となった。

4.2 構成要素の特定

4.2.1 構成要素の体系

滝山城跡は様々な要素で構成されているが、「史跡」という観点からその要素を区分すると、まず、史跡指定地内の「史跡を構成する諸要素」と、史跡指定地外の「史跡周辺における諸要素」に大別される。

そのうち、「史跡を構成する諸要素」は、「ア 史跡の本質的価値を構成する要素」、「イ 史跡の本質的な価値に準じる価値を有する要素」、「ウ 史跡の保存・活用に有効な要素」、「エ その他の要素」に分けられる。

また、「史跡周辺における諸要素」は、「オ 史跡の本質的価値に関連する要素」、「カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素」、「キ 史跡の保存・活用に有効な要素」、「ク その他の要素」に分けられる。

以上の区分により、保存、活用、整備の現状を把握しながら課題を抽出し、それぞれの基本方針や方向性、方法を以下に示す。

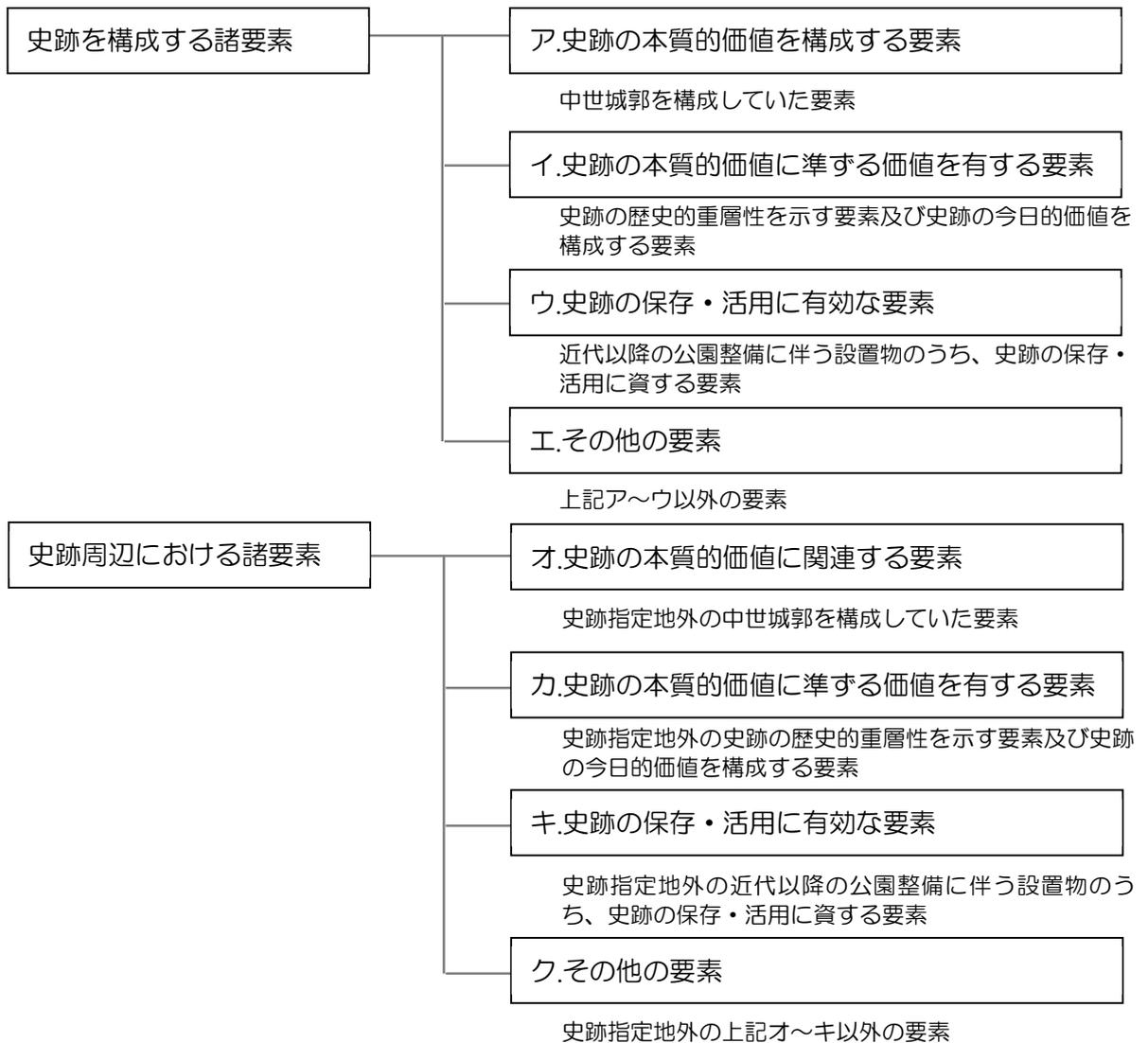


図 滝山城跡の構成要素の分類

(1) 史跡を構成する諸要素（史跡指定地内）

ア.史跡の本質的価値を構成する要素

- 内容：
歴史上または学術上の価値を有する中世城郭遺構であり、中世城郭を構成する地上遺構及び地下遺構・遺物
- 保存方針：
現状保存を基本としつつ、適切な再生を目指す。地下遺構・遺物（中世）については、必要に応じて計画的な確認調査の実施や、その成果を踏まえた整備等による活用について検討を行う。

イ.史跡の本質的価値に準ずる価値を有する要素

- 内容：
史跡の歴史的重層性を示す中世城郭に先行又は後続する時期の建造物や地下遺構・遺物、史跡の今日的価値に大きく関わる復元建造物等
- 保存方針：
地下遺構・遺物（中世以外）については、現状保存を基本とする。必要に応じて計画的な確認調査の実施等について検討を行う。

ウ.史跡の保存・活用に有効な要素

- 内容：
近代以降の公園整備等に伴う設置物のうち、史跡の保存・活用に資する施設・植栽等
- 保存方針：
改修を含め、適切な内容・規模を維持することを基本とする。外観等は可能な限り史跡景観に配慮し、統一性を確保する。

エ.その他の要素

- 内容：
史跡の保存・活用に直接関係しない施設等
- 保存方針：
必要に応じて、移転・撤去の検討やその働きかけを行う。

(2) 史跡周辺における諸要素（史跡指定地外）

才.史跡の本質的価値を構成する要素

- 内容：
史跡指定外の歴史上または学術上の価値を有する中世城郭遺構であり、中世城郭を構成する地上遺構及び地下遺構・遺物
- 保存方針：
必要に応じて発掘調査を含む保存についての検討やその働きかけを行う。

力.史跡の本質的価値に準ずる価値を有する要素

- 内容：
史跡指定地外の中世城郭と同時期の神社仏閣、城下町遺跡や町割りに加え、史跡の歴史的重層性を示す中世城郭に先行又は後続する時期の地下遺構・遺物等が含まれる。また、史跡の今日的価値に大きく関わる河川、山林などの自然資源を含む。
- 保存方針：
必要に応じて発掘調査を含む保存についての検討やその働きかけを行う。

キ.史跡の保存・活用に有効な要素

- 内容：
史跡指定地外の近代以降の公園整備等に伴う設置物のうち、史跡の保存・活用に資する施設・植栽等
- 保存方針：
適切な規模・内容を維持することを基本とする。外観等は可能な限り史跡景観に配慮し、統一性を確保する。

ク.その他の要素

- 内容：
史跡指定地外の史跡の保存・活用に直接関係しない施設等
- 保存方針：
必要に応じて文化財保護法や八王子市景観計画等に基づき、埋蔵文化財の保護や眺望景観としての滝山城跡の保全等についての検討やその働きかけを行う。

4.2.2 構成要素の一覧

次の頁から、滝山城跡を構成する諸要素の一覧表を提示する。諸要素は、71～73頁の構成要素の体系に基づき整理した。さらに、次の分類を表に明示した。

- ・ 滝山城の主郭部分（氏照の日常生活の場である主殿や政庁が置かれていた。最終防御線の内側）
- ・ 滝山城の主郭を取り巻く部分（第一次防御線の内側）
- ・ 滝山城外周部の副次的な曲輪群

また、滝山公園内に位置する要素は黒丸●、滝山公園外に位置する要素は白丸○で分類を明示した。

A 史跡を構成する諸要素（史跡指定地内）

	大区分	公園内● 外○	小区分		
<p>史跡の本質的ア. 価値を構成する要素</p> <p>(内容：歴史上または学術上の価値を有する中世城郭遺構であり、中世城郭を構成する地上遺構及び地下遺構・遺物)</p>	史跡指定地内	● ○	埋蔵文化財 (未調査の地中遺構)	史跡指定地内は地中に遺構・遺物が包蔵されている可能性がある。開発に伴う現状変更などを行う場合は所定の手続きが必要である。	
	滝山城の主郭部分(氏照の日常生活の場である主殿や政庁が置かれていた。最終防衛線の内側)	本丸	●	腰曲輪	本丸南側にはいくつもの腰曲輪があり、本丸と山の神曲輪群の間にある深い沢に至る。
				虎口	下段の曲輪の東及び南に設けられている。 東側の虎口には、発掘調査により石敷き通路の存在が明らかになっている。 通路や側溝に使用された礫は加工されておらず、この付近の多摩川から採取された河原石と推定される。
				土塁	-
				井戸	下段の曲輪の南隅にある直径約1.8mの石積みの井戸。
				引橋	本丸と中の丸に架かる橋。
				大堀切	本丸と中の丸の間的人力により深く掘られた堀。もともと通っていた鎌倉道を利用した。
	縦堀	山麓に向かって切り落としている防御用の堀。			
	中の丸	●	腰曲輪	中の丸の山腹には多摩川に向かって数多くの平場(腰曲輪)が設けられている。北側の多摩川方面に対して警戒していたと考えられる。付近に平の渡しがあり、この重要な地点を抑えるために滝山城が構築されたと考えられる。	
			虎口	-	
土塁			-		
堀			滝山城の最終防衛線となる堀で、現状でも約9mの深さがある。		
			橋	二の丸から中の丸に架けられた橋で、当時は木橋であった。	

	二の丸	<p>中の丸の南側にある曲輪。西・南・東の三方には、それぞれ外側に馬出、内側に枳形も設けた嚴重な造りの虎口がある。</p> <p>二の丸は全ての尾根が集まったところに作られており、敵の攻撃を防ぐための集中防御が施されている。</p> <p>嚴重に防御がなされていることから、氏照が自らの居館部分として、最も重要視した曲輪と考えられる。</p>	●	虎口	曲輪の出入り口。主郭部に向かう経路を3つの馬出の虎口に限定することで、防御側は二の丸に集中投入できるように計算された縄張り。 虎口の内側には枳形の痕跡も見られる。
				馬出	虎口の前面に設けられる防御構造をした堀で北条氏は角馬出を好んだとされる。敵の攻撃を分散する効果があった。
				土橋	堀を掘り残した部分で、橋上の通路。攻撃側の投入を抑えるとともに、城兵の出撃と収容を安全に行うことを可能とした。
				土塁	-
				堀	滝山城の最終防御線となる堀で、現状でも約9mの深さがある。
滝山城の主郭を取り巻く部分（第一次防御線の内側）	大馬出 A	<p>二の丸の南東にある曲輪。周囲を土塁や空堀で囲んでおり独立性が保たれている。</p> <p>馬出と行き止まりの曲輪の組み合わせで二の丸を集中防御する設計者の意図が読み取れる</p>	○	土橋	-
				土塁	-
				堀	滝山城の最終防御線となる堀で、現状でも約9mの深さがある。
	大馬出 B	<p>二の丸の北東にある曲輪。周囲を土塁や空堀で囲んでおり独立性が保たれている。</p>	●	土橋	-
				土塁	-
				堀	-
	千畳敷	<p>二の丸の西側にあるもので、周囲を土塁や空堀で囲んでおり独立性が保たれている。ほぼ正方形の整った形をした曲輪で意図的に作られたと推測される。</p> <p>かつて角馬出の近くに井戸があったといわれており、そのことは『慶安古図』（1648）にも記されている。</p>	●	腰曲輪	北側にある数段の土手。その下に池跡があり、今でもじめじめしている。
				虎口	-
				角馬出	-
				土塁	-
				堀	-
	三の丸	<p>南側の登城路の東側に位置し、高い土塁と空堀で囲まれた曲輪。</p>	●	虎口	-
土橋				-	
土塁				-	
堀				-	

滝山城の主郭を取り巻く部分（主郭を囲い込むように配置された曲輪群。第一次防御線の内側）	小宮曲輪	千畳敷、三の丸の西側にある曲輪で、多摩川に流れ込む谷を隔ててある。この曲輪は、慶安元年（1648）作成の「滝山城古図」に小宮曲輪と記載されている。南北に細長いこの曲輪は、内外に土塁を伴う空堀が三方にめぐらされている。 氏照晩年の居城八王子城にも小宮曲輪と呼ばれる曲輪が存在することから、多摩郡秋川流域の小宮に在住する武士たちは氏照家臣団の中でも重要な兵力であったとされる。	●	虎口	-
				土橋	-
				土塁	-
				堀	小宮曲輪外側の堀は何度か屈曲を繰り返しており、この曲輪の外壁に取り付いて攻め込もうとする敵に死角を作らない構造になっている。
				犬走り	-
	信濃屋敷	二の丸の東側に伸びる尾根上にある家臣屋敷とみなされる曲輪。 「慶安図」に「信濃」と記載されている。 信濃は大石氏の一族大石信濃守のこととされる。	●	腰曲輪	-
				虎口	-
				堀	-
				土塁	-
	刑部屋敷	二の丸の東側に伸びる尾根上にある家臣屋敷とみなされる曲輪。 「慶安図」に「刑部左衛門」と記載されている。	●	腰曲輪	-
				虎口	-
				土塁	-
			竪堀	-	
			ため池	-	
カソノ屋敷	二の丸の東側に伸びる尾根上にある家臣屋敷とみなされる曲輪。 「慶安図」に「カソノ弥五郎」と記載されている。	●	腰曲輪	-	
			虎口	-	
			土塁	-	
			堀	大池の堤の延長上に家臣屋敷の東南を区切る空堀が続いている。	

滝山城の主郭を取り巻く部分（主郭を囲い込むように配置された曲輪群。第一次防御線の内側）	出丸	本丸の北西側、搦手方面にある遺構。	●	土塁	-
				堀	-
				竪堀	-
	名称不明の曲輪 A	大馬出 A の南にある曲輪	○	腰曲輪	-
				土塁	-
				堀	-
	名称不明の曲輪 B	千畳敷の南にある曲輪。	●	土塁	-
				堀	-
				土橋	-
	登城路 A	現在一般的な滝山城跡への登城口で、天野坂と呼ばれる坂道を上る経路。	●	舗装路	-
	登城路 B	御嶽神社の東側、「鍛冶谷」と呼ばれる谷戸から登る経路。	●	土路	-
登城路 C	鎌倉道と接し、家臣屋敷前を通る東側の尾根筋を登る経路。	●	土路	-	
			木橋	城の東側から尾根続きの場所は滝山城の弱点であったと考えられる。そのため、橋は引橋であったと考えられ、橋の下の堀は大池の土手とつながり、一大防御線を考えた縄張り（城の設計）になっていた。	
登城路 D	北側の滝の集落から登る経路。	●	舗装路	-	
池址	本丸の南、千畳敷の北にある深い沢（滝の沢）に続く池址。現在はガイド付きの限定開園地となっている。本丸腰曲輪と千畳敷からアクセスできる。	●	土塁（堤）	堤状の土塁が築かれており、溜池だったと考えられる。	
			築山状の高まり	溜池の中央部には築山状の高まりがある。	

	滝山城外周部の副次的な曲輪群	滝の沢	多摩川に流れ込む深い沢	●	-	-
		大池址	家臣屋敷と大馬出 A の間の谷。谷は南側の谷地川に流れ込む。堤防状の土塁が二本築かれ、谷の湧水と雨水をためていたと考えられるが、現在は枯れている。	○	堤	谷から出る水を堰き止めたものと考えられる。堤の延長上に家臣屋敷の東南を区切る空堀が続いている。 城内の数箇所には井戸の遺構が現存しており、飲用水は曲輪内部でも調達可能と目されるため、このダム状土塁は貯水を目的としたものではなく、谷筋への敵兵の進入を阻止することを主眼に置いた施設と考えるべきであろう。
		鍛冶谷戸	水が豊富で重要な仕事をしてきた鍛冶職人が住むことを許された場所といわれる。現在でもこの谷戸には枯れることのない池のような場所がある。	○	谷戸	-
		専国谷戸	専国とは「桑都日記」に出てくる滝山仙石院で、この谷には専国坊と呼ばれた僧侶がいたと伝わる。蔵王権現社と関係のある修験者に関わる地名で、「新編武蔵」にも「専国院」と記載されている。	○	谷戸	-
イ. 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素 (内容：史跡の歴史的重層性を示す中世城郭に先行又は後続する時期の建造物や地下遺構・遺物、史跡の今日的価値に大きく関わる復元建造物等)		丹木御嶽神社	古くは往古蔵王権現社と称し高月村にあり、滝山城跡山頂に蔵王堂が鎮座していたが、北条氏照が滝山城を築くに際して、現在の地に移されたといわれる。 (参考：境内石碑)	○	木造蔵王権現立像	彫刻 都有形 S31.3.3
					木造十一面観音立像(二軀)・木造菩薩型立像(一軀)	彫刻 都有形 S31.3.3

ウ. 史跡の保存・活用に有効な要素 (内容：近代以降の公園整備等に伴う設置物のうち、史跡の保存・活用に資する施設・植栽等)	サービス施設		案内板・遺構解説版・標識・石碑	-
	管理施設		柵	-
	便益施設		便所、休憩施設	-
	近代以降の通路		● 限定開園地	本丸南の池址は現在はガイド付きの限定開園地となっている。本丸腰曲輪からアクセスできる。
	植生	コナラ・クリ群落、スギ・ヒノキ植林を中心とした植生。谷筋斜面にはミズキ群落等が分布し、北側斜面や小宮曲輪付近に竹の植林がみられる。		-
工. その他の要素 (内容：史跡の保存・活用に直接関係しない施設等)	滝山城跡に直接関係のない施設工作物等		● 天野坂の祠	-

B 史跡周辺における諸要素（史跡指定地外）

区分		大区分		公園 内● 外○	小区分	
<p>オ. 史跡の本質的価値に関する要素</p> <p>（内容：史跡指定外の歴史上または学術上の価値を有する中世城郭遺構であり、中世城郭を構成する地上遺構及び地下遺構・遺物）</p>	副次的な曲輪群	史跡指定地外の遺構	山の神曲輪群・搦手遺構群など。	● ○	埋蔵文化財（未調査の地中遺構）	史跡指定地外の遺構についても、地中に遺構・遺物が包蔵されてる可能性がある。開発に伴う現状変更などを行う場合は所定の手続きが必要である。
		山の神曲輪	小宮曲輪の尾根続きの北端にある曲輪。滝山城の西側を守る前衛陣地と考えられる。 主郭部より数m高く、城内最高所になっている。ここを要塞化することで主郭部を守る西側の障壁としたと考えられる。	●	腰曲輪	東側に四段、南側に七段の腰曲輪がある。あとは谷に向かって切岸状の段が取り巻いている。
		古峯ヶ原園地	滝山城東側の尾根沿いの道と鎌倉道の交差する地点にある園地	● ○	-	-
		滝の曲輪	滝山城の北西の滝の集落のある曲輪	○	-	-
		仁王沢	-	-	-	-
<p>カ. 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素</p> <p>（内容：史跡指定地外の中世城郭と同時期の神社仏閣、城下町遺跡や町割りに加え、史跡の歴史的重層性を示す中世城郭に先行又は後続する時期の地下遺構・遺物等が含まれる。また、史跡の今日的価値に大きく関わる河川、山林などの自然資源を含む。）</p>		多摩川	滝山城の北を流れる河川。滝山城は多摩川によって削られてできた崖を利用して築かれた。	○	-	-
		平の渡し	滝山城の東の河越道が多摩川とぶつかる場所にあった渡し。小田原・河越間における人も軍勢も通る交通の要所であった。滝山城にはこの渡河地点を監視、掌握する役割があった。	○	-	-
		滝の渡し	滝山城の西の渡し	○	-	-
		高月の渡し	秋川を渡河する渡し	○	-	-
		滝山街道	滝山城の南、谷地川の北を東西に走る街道。滝山城下は滝山街道に沿って形成された。街道は城跡の南で大きく二回鉤（かぎ）の手に屈曲する。城下町によく見られる防御構造で、交通上の要地を屈曲させることで防御効果を高めていた。	○	-	-

	鎌倉道	梅坪方面から谷地川を渡り、八幡宿(八王子市内滝山町)で滝山街道に合流し、しばらく滝山街道と重なって八幡宿の西端から加住丘陵に上っていく道。やがて丘陵上の滝山城跡を通り抜け、高月の渡して秋川を渡河して、あきる野市二宮に至る。八王子地域と大石氏の勢力範囲を結ぶ道だったと考えられる。	● ○		
	小仏関跡	氏照が武蔵国と相模国境の要衝として小仏峠に築いた関所。後に徳川幕府が甲州道中でもっとも重要視した関所。 国史跡 S3.1.18	○	-	-
	廿里古戦場	永禄12年(1569年)に武田信玄が小田原北条氏を攻める際に、別働隊が滝山城攻撃のために押し寄せ、廿里付近で合戦になったといわれている。 市旧跡 H16.10.8	○	-	-
	八王子城跡	北条氏照によって築かれた山城。氏照は天正15年頃に八王子城を築き滝山城から移った。 国史跡 S26.6.9	○	八王子城跡御主殿出土品	平成4~5年度に行われた発掘調査で出土した大量の遺物。主に中国製の皿で、他にも食器類、釘、火縄銃の弾、弾の鋳型など多種多様である。
	高月城跡	武蔵国守護代大石氏(城主:大石定重)により築城され、大石氏の勢力拡大に伴い手狭となった高月城から滝山城に拠点を移したという説がかつてあった。	○	-	-
	由井城跡(浄福寺城城跡)	北条氏に服属した大石氏(大石道俊)が拠点にしていた城。市内下恩方町にある。氏照が養子となって最初に入った城との見方もなされている。 市史跡 S47.1.27	○	-	-
	片倉城跡	滝山城の支城。長井氏が築城した後北条氏時代に改変が加えられたと考えられている。 都史跡 H11.3.3	○	-	-

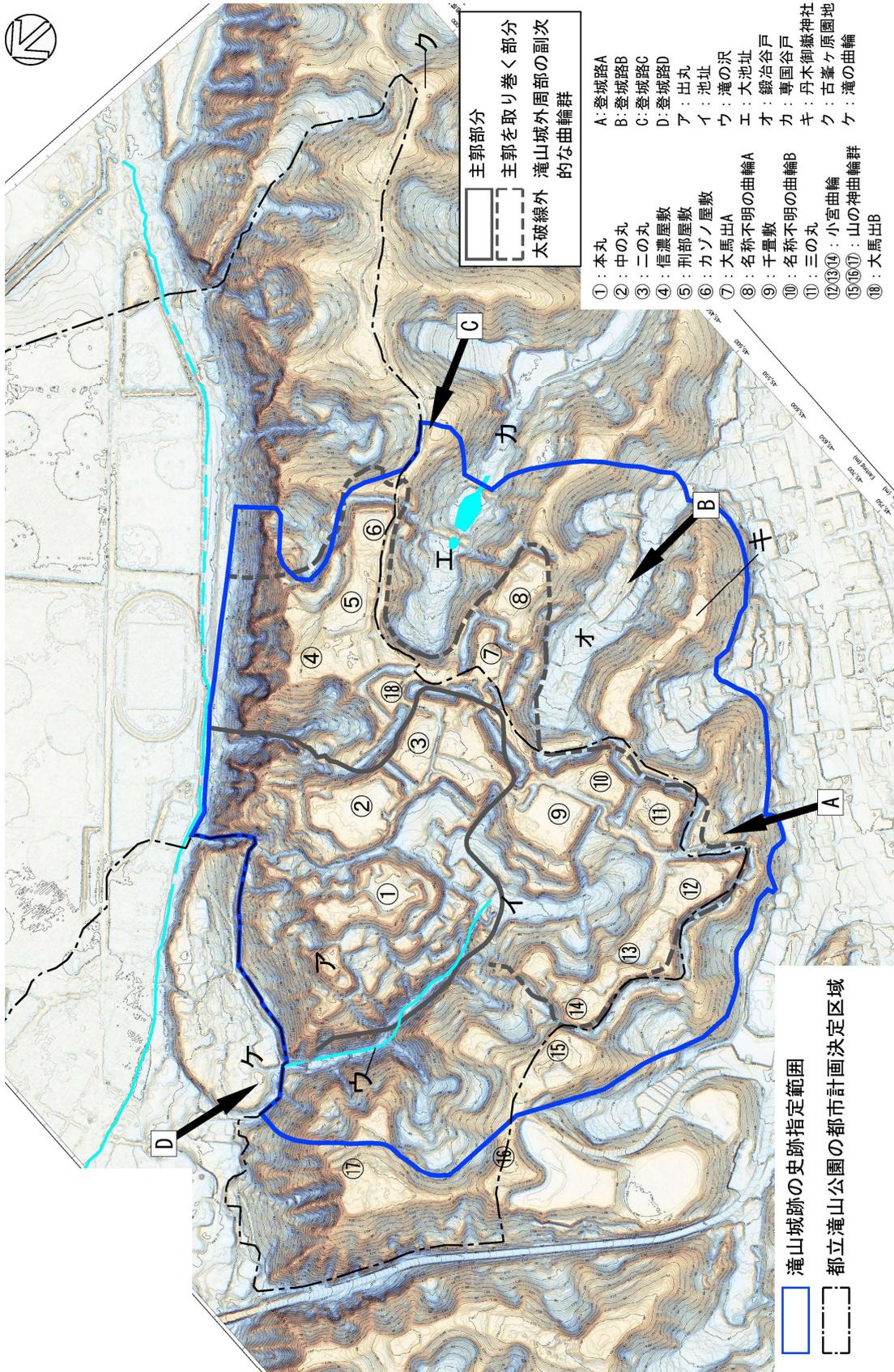
少林寺	元龜2年(1571)年北条氏照開基、桂巖和尚開山の寺である。寺の宝物として氏照が使用したという鞍と鎧が所蔵されている。桂巖は小田原の生まれで氏照の乳母の子といわれ、城主となった氏照の勧めでこの地に草庵を設け、後に少林寺に発展したといわれる。 ご当地ゆるキャラ「たき坊」のふるさと。	○	鞍	氏照が使用したとされる鞍。
			鎧	氏照が使用したとされる鎧。
大善寺	北条氏照が讃誉牛秀に帰依して開基となり、永禄5年(1562年)滝山城下に創建した。三度の移転を経て大谷町にある。	○	-	-
八王子神社	八王子神社が建立されている深沢山に北条氏照が八王子城を築いた際、神社に祀られる八王子権現を城の守護神としたといわれる。	○	-	-
宗関寺	北条氏照及び家臣墓がある。永禄7年(1564年)にト山舜悦が開山し、北条氏照が開基となって建立されたといわれる。	○	北条氏照及び家臣墓	北条氏照の家臣であった中山家範の孫の中山信治が氏照の100回忌に際し、供養塔を造立したもの。 都旧跡 S30.3.28
宝生寺	北条氏の帰依を受け篤く保護され、永禄11年一時滝山城下に移転したこともあった。	○	北条氏照書簡他(宝生寺文書)	氏照の判物。寺院の滝山城下移転の命命。 市有形 S33.8.28
不動院谷戸	山の神曲輪群の西にある谷戸。	○	谷戸	-
中山谷戸	滝山城跡にある鍛冶谷戸、専国谷戸に続く鎌倉道の東側の谷戸。 重臣である中山家範かその一族が住んでいたところといわれる。	○	谷戸	-
将監谷戸	中山谷戸の東側の谷戸。 将監とは後藤将監のことで、氏照が小田原から連れてきた医者といわれる。	○	谷戸	-
梅坪天神神社	滝山街道に沿った加住地区にある山岳信仰に関わる寺社。奈良県吉野山に祀られている吉野蔵王権現や八神を移して祀られている。梅坪にある。	○	-	-

勝手神社	滝山街道に沿った加住地区にある山岳信仰に関わる寺社。奈良県吉野山に祀られている吉野蔵王権現や八神を移して祀られている。梅坪にある。	○	-	-
子の権現社	滝山街道に沿った加住地区にある山岳信仰に関わる寺社。丹木町にある。	○	-	-
金蔵寺	滝山街道に沿った加住地区にある山岳信仰に関わる寺社。丹木町にある。 「新編武蔵」によると、当時は蔵王権現社と呼ばれていた御嶽神社を管理していた寺で、山号を金峰山という。 御嶽神社の直下の平坦地にある。	○	-	-
宝印寺	滝山街道に沿った加住地区にある山岳信仰に関わる寺社。丹木町にある。	○	-	-
滝の不動院	滝山街道に沿った加住地区にある山岳信仰に関わる寺社。丹木町にある。	○	-	-
円通寺	滝山街道に沿った加住地区にある山岳信仰に関わる寺社。高月にある。	○	-	-
龍源寺	加住町にある。曹洞宗の寺院。	○	-	-
北条氏照朱印状	西蓮寺に伝わる北条氏照の朱印状 市有形 S39.7.23	○		
高尾山薬王院文書	薬王院に残されていた北条氏照が発給した文書。高尾山を篤く保護したことがわる。 都有形 H4.3.30	○		
高乗寺文書	高乗寺に伝わる文書 市有形 S39.7.23	○		
北条氏照朱印状	個人蔵の北条氏照朱印状 市有形 H19.5.9	○		

キ. 史跡の保存・活用に有効な要素 (内容：史跡指定地外の近代以降の公園整備等に伴う設置物のうち、史跡の保存・活用に資する施設・植栽等)	サービス施設		看板・案内板・標識・石碑	-
	管理施設		柵・	-
	便益施設		駐車場	八王子市管理の駐車場。バス等大型車は駐車不可。
	植生	コナラークリ群落、スギーヒノキ植林を中心とした植生。北側斜面や小宮曲輪付近に竹の植林がみられる。滝山公園の南東部に広くサクラの植林が行われている。	-	-
ク. その他の要素 (内容：史跡指定地外の史跡の保存・活用に直接関係しない施設等)	各種建築物		オフィスビル、マンション、店舗、住宅等	-
	各種構造物		道路など	-

○構成要素位置図1(地区区分)

下図に、滝山城の縄張りによる区分と、各遺構の位置を示す。

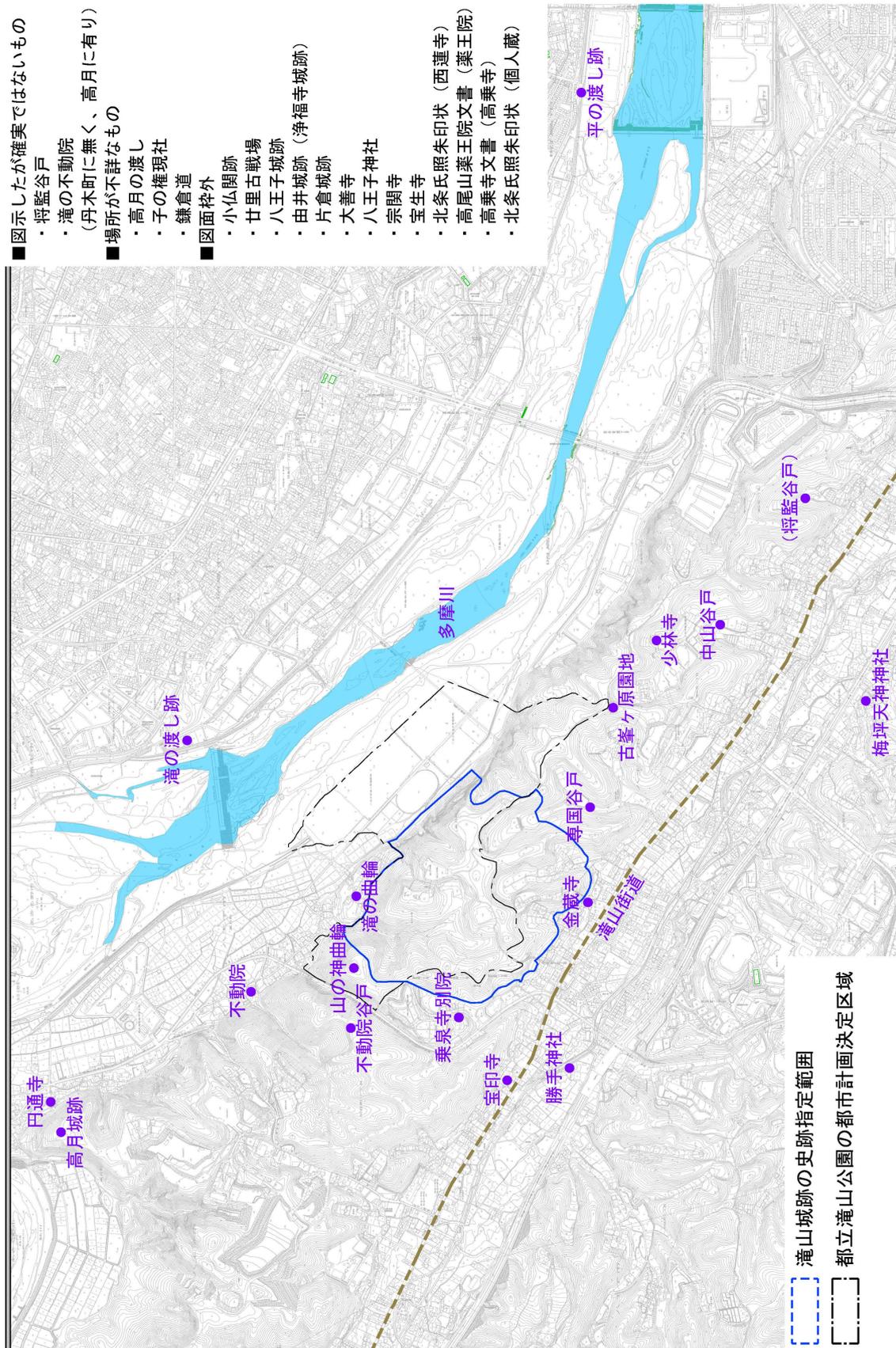


出典：朝日航洋 滝山城陰陽図(50cm等高線図合成陰陽図)

(史跡指定範囲、都市計画決定区域、凡例、主郭部分、主郭を取り巻く部分、外周部の副次的な曲輪群を加筆)

○構成要素位置図2(周辺)

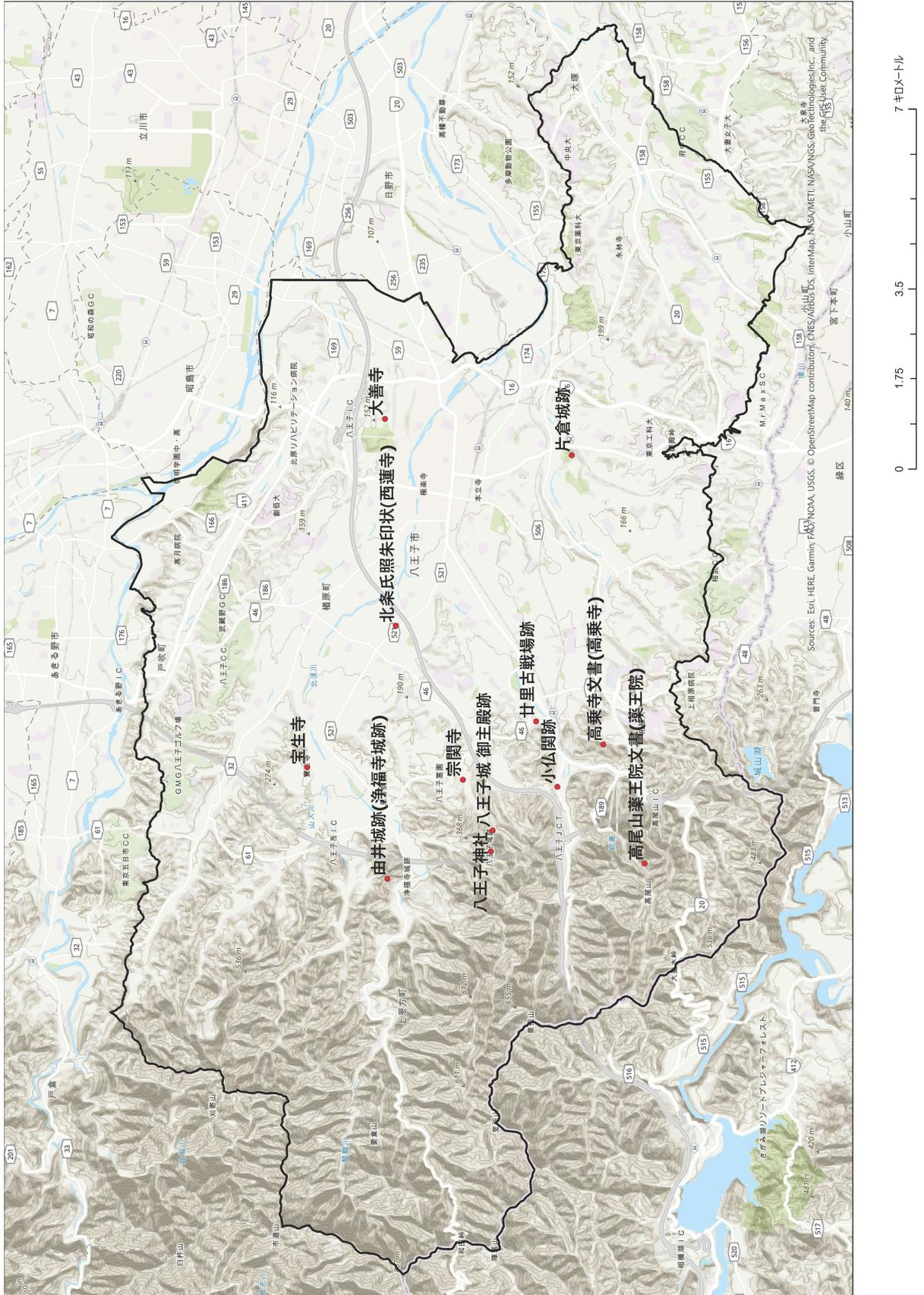
下図に、史跡周辺における諸要素の位置を示す。



- 図示したが確実ではないもの
 - ・ 将監谷戸
 - ・ 滝の不動院 (丹木町に無く、高月に有り)
- 場所が不詳なもの
 - ・ 高月の渡し
 - ・ 子の権現社
 - ・ 鎌倉道
- 図面枠外
 - ・ 小仏関跡
 - ・ 廿里古戦場
 - ・ 八王子城跡
 - ・ 由井城跡 (浄福寺城跡)
 - ・ 片倉城跡
 - ・ 大善寺
 - ・ 八王子神社
 - ・ 宗関寺
 - ・ 宝生寺
 - ・ 北条氏照朱印状 (西蓮寺)
 - ・ 高尾山薬王院文書 (薬王院)
 - ・ 高乗寺文書 (高乗寺)
 - ・ 北条氏照朱印状 (個人蔵)

図：史跡周辺における諸要素（城下周辺）

○構成要素位置図3（八王子市内）



図：史跡周辺における諸要素（広域）

出典：ArcGIS Online ベースマップ（史跡周辺における諸要素を加筆）

写真：史跡の本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

記号	構成要素		
ア	本丸		
			
	本丸跡下段の曲輪全景	本丸跡上段の曲輪と霞神社	本丸跡下段の枡形虎口（中の丸側）
ア	本丸		
			
	本丸跡下段の枡形虎口（南側）	本丸跡下段の井戸	本丸と中の丸に架かる引橋
ア	本丸		
			
	大堀切（鎌倉道）と引橋	大堀切の石畳（引橋より）	霞神社
ア	本丸		
			
	本丸跡上段からの眺望		

写真：史跡の本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

記号	構成要素		
ア	中の丸		
			
	中の丸跡	中の丸跡の枡形虎口	中の丸南側
ア	中の丸		
			
	二の丸から中の丸に架けられた橋（当時は木橋）	中の丸址からの眺望	
ア	二の丸		
			
	二の丸址		
ア	千畳敷		
			
	千畳敷址（曲輪）	千畳敷の角馬出（遠景）	千畳敷の角馬出（近景）

写真：史跡の本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

記号	構成要素		
ア	千畳敷		
			
	千畳敷から腰曲輪越しの弁天池址	千畳敷南斜面と堀	千畳敷から池址越しにみる狭山丘陵
ア	三の丸		
			
	曲輪	三の丸南斜面と堀（天野坂より）	
ア	小宮曲輪		
			
	小宮曲輪址（土塁）	堀（大手道より本丸方面）	堀（大手道より大手口方面）
ア	小宮曲輪		
			
	虎口	信濃屋敷址（尾根筋の通路より）	

写真：史跡の本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

記号	構成要素		
ア	登城路 A	登城路 C	登城路 D
			
		木橋（引き橋）	
ア	池址	大池址	鍛冶谷戸
			
	池址木橋	池址	御嶽神社から鍛冶谷戸を見 たところ

写真：史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素（史跡指定地内）

記号	構成要素
イ	丹木御嶽神社
	

写真：史跡の保存・活用に有効な要素（史跡指定地内）

記号	構成要素		
ウ	サービス施設		
			
	本丸跡下段の石碑	看板類（天野坂付近）	看板類（天野坂から枡形虎口）
ウ	サービス施設		
			
	看板類（小宮曲輪付近）	看板類（三の丸付近）	看板類（千畳敷付近）都立滝山自然公園/滝山近郊緑地保全区域
ウ	サービス施設		
			
	看板類（千畳敷付近）	看板類（中の丸跡）	看板類（中の丸跡 日本遺産）
ウ	サービス施設		
			
	看板類（本丸跡 枡形虎口）	看板類（滝が原運動場側）	看板類（搦手口付近）

写真：史跡の保存・活用に有効な要素（史跡指定地内）

記号	構成要素		
ウ	便益施設・休憩施設		
			
	中の丸跡の便所	中の丸跡のパーゴラ・東屋	中の丸跡の旧滝山荘
ウ	近世以降の建築物	近代以降の通路	
			
	本丸跡上段の金比羅神社の社殿	大堀切（鎌倉道）から本丸跡への階段	

写真：史跡の本質的価値を構成する要素（史跡指定地外）

記号	構成要素		
才	山の神曲輪		古峯ヶ原園地
			
	山の神曲輪址	山の神曲輪からの眺望	古峯ヶ原園地

写真：史跡の本質的価値に準ずる価値を有する要素（史跡指定地外）

記号	構成要素		
力	高月城跡	少林寺	円通寺
			
力	勝手神社	金蔵寺	宝印寺
			
力	山の神曲輪		
			

写真：史跡の保存・活用に有効な要素（史跡指定地外）

記号	構成要素		
キ	サービス施設		
			
	看板類（観光駐車場内）	看板類（観光駐車場付近）	看板類（大手口手前）
キ	サービス施設		
			
	記念碑		
キ	管理施設		水路
			
	滝山観光駐車場	滝山観光駐車場	滝ガ原運動場沿いの水路
キ	近代以降の通路		
			
	搦め手道から滝ガ原運動場の路（擬木階段）	本丸側から滝ガ原運動場への通路（擬木階段）	

写真：滝山城跡の外観景（北側より）

		
滝ガ原運動場から見た滝山城跡	滝ガ原運動場から見た滝山城跡	滝ガ原運動場から見た滝山城跡

○写真撮影日：

2021年（令和3年）11月16日（13:00～17:00 天候：晴れ）

2023年（令和5年）3月6日

2023年（令和5年）5月25日

